公衆送信権・公の伝達権（第23条）

公衆送信権は、放送やインターネットで、作品を公衆に送ることについての権利です。インターネットでは、アップロードして「送れる状態にする」ことも含みます。公の伝達権は、送られてきた作品を、受信装置で公に見せることについての権利です。

概要

ひとことで言うと

公衆送信の主な形

公衆送信
公衆が直接受信する目的での送信

放送
テレビ・ラジオ（無線）

有線放送
ケーブルテレビなど

自動公衆送信
ウェブサイト、動画配信など。アップロード（送信可能化）も含む

条文

条文を読む（第23条）

第二十三条（公衆送信権等）

著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

２　著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

第23条第1項を区切って読む

その著作物について、	公衆送信	（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）	を行う権利を専有する。
何について	放送・ネットなど	ネットはアップロードも	ひとりじめ

条文

「公衆送信」「自動公衆送信」「送信可能化」の定義

第二条（定義）

七の二　公衆送信　公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（電気通信設備で、その一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）を行うことをいう。

九…

3つの言葉の関係

公衆送信
公衆が直接受信する目的の送信

そのうち ▶

自動公衆送信
公衆の求めに応じて自動的に送る

その前段階 ▶

送信可能化
サーバーに置くなどして、送れる状態にする

行政資料

文化庁の説明

著作権テキストは、送信可能化について、実際に受信者に送られていなくても、無断でアップロードすれば権利の侵害になると説明しています。

校内放送や校内 LAN のように、同じ構内だけで行われる送信は、公衆送信に当たらないとしています。ただし、プログラムは除かれます。

公の伝達の例として、放送番組を受信したテレビで、公衆に見せる場合を挙げています。

文化庁「令和8年度 著作権テキスト」 16〜18ページ（公衆送信権・公の伝達権）

図解 P2P ファイル共有では何が起きているか

P2P ソフトで1つのファイルをやりとりするとき、関わる2つの権利

受け取る（ダウンロード）

- ほかの利用者から、ファイルの断片を受け取って保存する
- 作品を形のある物に再製する

送れる状態にする（アップロード）

- 受け取った断片を、ほかの利用者が取りに来られる状態にする
- 求めに応じて自動的に送られる

1 ソフトの設定や使い方によって、送信の状態は変わります。個別の事案で何が起きていたかは、記録などから判断されます。

図解 裁判所はどう考えてきたか

公衆送信権について、裁判所が示してきた主な考え方（くわしくは中級・専門家のページ）

1台にしか送らない機械でも

だれでも申し込めるサービスなら、公衆への送信になりうる（最高裁）

送っているのはだれか

機械を管理し、番組を入れている事業者が、送信の主体とされた（最高裁）

P2P の利用者

ダウンロードした断片を送れる状態にしていた利用者に、送信可能化が認められた（下級審）

リンクやリツイート

画像のデータを自分では送っていないリツイートは、公衆送信の主体ではないとされた（知財高裁）

まとめ

まとめ

1. 公衆送信権は、放送・有線放送・インターネットなどで、作品を公衆に送ることについての権利（第23条第1項）。
2. インターネットでは、アップロードして送れる状態にすること（送信可能化）も含む。実際に送られていなくても働く。
3. 送られてきた作品を受信装置で公に見せるのは、公の伝達権（第23条第2項）。
4. だれが送信しているかは、機械の持ち主ではなく、サービスの管理などを見て判断される。P2P の利用者には送信可能化が認められている。

ご覧いただき、ありがとうございました

この動画は、著作権法の一般的な制度の説明です。
個別の事案についての法律相談・法的助言ではありません。
条文：著作権法（e-Gov 法令検索。取得前の仮置きを含みます）／行政資料：文化庁「著作権テキスト」ほか

itjlab.com/chosakuken